

募集の概要について

1：整備運営の目的（p1） ※カッコは公募設置等指針の頁番号

鶴舞公園が名古屋の誇りとなり続けるよう、歴史・文化的資産とみどりを保全・活用し、景観や情緒を活かした魅力利用者サービスの向上を図る。

2：期待する効果（p1）

- ・長期的な視点で民間事業者の優れたアイデアと経営ノウハウにより、利用者のニーズが高い飲食サービスや、快適でバリアフリーな休憩所、便所など、新たな事業展開や施設整備の実施と、植栽の魅力向上、利用案内の充実、人材の育成など、利用者サービス及び利用者満足度の向上。
- ・飲食等の収益施設と園地の管理運営及び緑化の普及啓発について、同一事業者によって一体的に行うことで、戦略的かつ効果的なイベント開催や広報・演出が可能となり、公園全体の魅力の向上や、収益還元による施設機能や維持管理の充実。
- ・鶴舞公園全体の活用により、都市の魅力向上やコミュニティの活性化、歴史的建造物や景観など歴史・文化的資産と、育んできたみどりの価値の向上。
- ・Park-PFI、指定管理者制度を用いて民間資金を活用することによる、公園整備・管理に係る市の財政負担の軽減。

3：事業範囲（p8～、別添 1-2）

- ・カフェ、レストラン等新たな収益施設を設置運営する事業（Park-PFI）と、園地の維持管理及び緑化の普及啓発事業（指定管理）を一体的に行う事業者を募集する。
- ・事業期間は最大20年（令和4年4月1日から令和24年3月31日まで）
※設置許可は10年＋更新10年、指定管理は10年＋非公募選定10年

【Park-PFI】（p34、別添 2-1 から別添 2-6）

整備区域	正面南エリア 秋の池エリア 熊沢山エリア 緑化センターバックヤード 計 14,950 m ²	
公募対象 公園施設	必須	①景観や情緒を活かしたカフェ・レストラン等飲食施設の整備運営
	任意	②公園利用者のための休養・遊戯・運動・教養・便益施設、集会所の整備運営
特定公園 施設	必須	③誰もが快適に利用できる休憩所と便所等の整備運営
	任意	④公募対象公園施設と一体的に利用する園路、広場等の整備運営
	必須	⑤既存の管理事務所、倉庫等の撤去及び本市が使用する資材置き場等の整備
	任意	⑥応募者が指定管理業務に必要な管理事務所、倉庫、資材置き場等の整備
利便増進 施設	任意	⑦自転車駐車場、広告塔、看板の整備運営
使 用 料	5,000 円／m ² ・年 以上の使用料と面積の提案	
市負担額	246,700 千円（対象となる特定公園施設の整備費に対して）以下の提案	
収益還元	必須	歴史的建造物等の保全修繕を目的に、 <u>売上げに対する率</u> の提案
	任意	その他提案

【指定管理】（p35～、別添 3-1 から別添 3-14）

対象施設	緑化センター及び鶴舞公園（詳細な区域は別添 3-12 参照）	
業務内容	必須	⑧植栽、施設の維持管理、花まつり等の催事、警備業務、緑化の普及啓発、有料公園施設（普選記念壇、奏楽堂、鶴々亭）及び行為許可の受付、料金収納
	任意	⑨自主事業（自動販売機、催事）

【魅力向上事業】（p37）

事業区域	整備区域及び指定管理区域すべて	
業務内容	必須	⑩催事の企画運営、広報の情報発信、演出とそれらために必要な施設整備

4：評価方法（p25～）

- ① 事前審査
 - ・提案された内容が、事業者募集に関する資料（以下「募集要項」という。）に定める要件を満たしているか、募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを事務局で審査。
- ② 本評価
第1次評価
 - ・事前審査を通過した提案について、募集要項の「評価の基準（p28）」に基づき評価を実施。
 - ・選定委員毎に採点が高い順に順位点を付け、順位点の合計から第2次評価の対象を原則2者選定。第2次評価
 - ・応募者は選定委員に対して提案内容に関するプレゼンテーションを実施。
 - ・応募者への質疑を経て、各選定委員は評価の基準に基づき各提案を評価。
 - ・評価の基準の項目、審査の主な視点、配点、及び選定方法は第1次評価と同様（順位点）。
 - ・4つの項目「共通事項（40点）」、「公募設置等計画（160点）」、「指定管理対象施設に関する計画（200点）」及び評価点の満点（400点）に選定委員の人数を乗じた点数の5割をそれぞれの最低基準点とし、4つの項目全てで最低基準点以上の点数を得た者を選定する。
 - ・選定委員会による選定結果から、最も上位のものを候補者、2番目を次点とする。
 - ・なお、応募された提案が1件であっても、本募集は成立する。

5：公募設置等計画の認定・指定管理者の指定・契約の締結等（p30～）

- ・市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、公募設置等予定者と次点を選定し公表。市は計画を認定し公募設置等予定者は認定計画提出者となる。認定前に公募設置等予定者が本事業を行うことが困難である場合、次点と協議を行い、当該次点を公募設置等予定者とする（p30）
- ・認定計画提出者は、市が認定した公募設置等計画に基づき、本事業の実施のための基本事項を定めた基本協定を市と締結。（p30）
- ・その後、市と本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた実施協定を締結。（p30）
- ・市は公募設置等予定者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について市会の議決を経て、指定管理者の指定を行う。（p32）